

(平成30年度第1回鹿児島県国民健康保険運営協議会)

# 国保運営方針の評価・検証について

# 鹿児島県国保運営方針(抜粋)と評価・検証の考え方

## 国保運営方針(抜粋)

### I 基本的事項

#### 1 目的

平成30年度以降、県は財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。

このため、県と県内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、保険料(税)の賦課・徴収、保健事業その他の保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として「鹿児島県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)」を作成し、計画期間内に目指す基本的な方向性・方針について定める。

#### 2 根拠規定

国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第82条の2

#### 3 策定年月

平成29年11月

#### 4 対象期間

平成30年度から平成32年度まで(3年間)

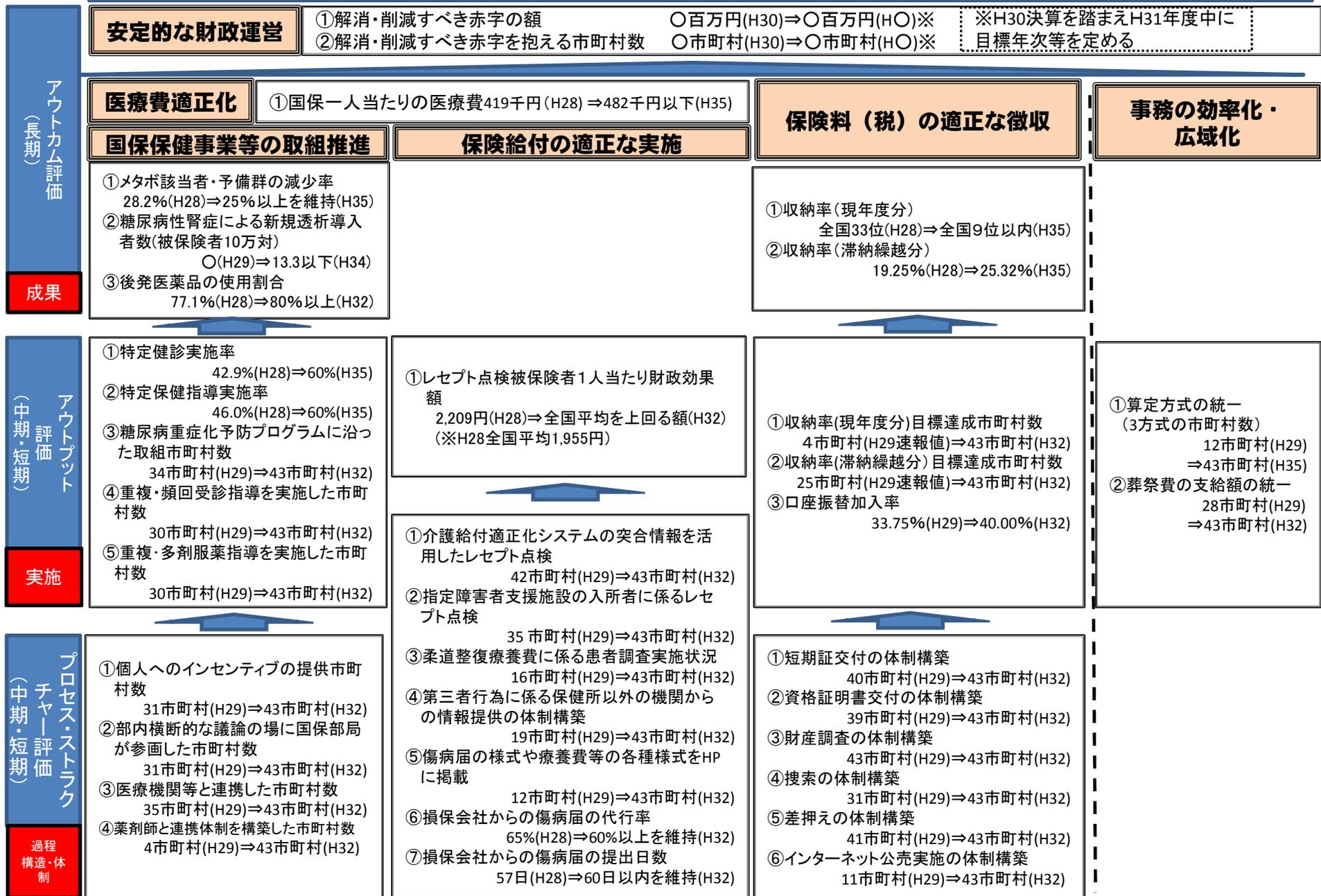
#### 5 PDCAサイクルの実施

- ・ 運営方針に基づき国民健康保険事業を実施するに当たっては、県が担う財政運営や、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、その取組状況をPDCAサイクルの下で定期的に把握・分析し、評価を行うことで検証する必要がある。
- ・ 市町村は、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組について、PDCAサイクルを構築し、県による技術的助言も踏まえた上で、その事業・取組の改善に努める。
- ・ 県は、安定的な財政運営の確保のため、運営方針に基づき市町村が実施する事業・取組の実施状況等について、実地調査等を活用しながら確認し技術的助言を行うとともに、実施事業等の継続的な改善に向け定期的に評価・検証を行い、必要に応じて運営方針の見直しを行う。

## 評価・検証の考え方

- ① 目標設定を、「安定的な財政運営」「医療費適正化(国保保健事業等の取組推進)(保険給付の適正な実施)」「保険料(税)の適正な徴収」「事務の効率化・広域化」として、分野別に評価を行う。
- ② 評価指標には、「成果(目標達成)」「実施(施策達成)」「過程・構造・体制」の状況に関する事項を盛り込む。
- ③ 他県と比較して取組強化が必要となる部分や課題抽出につながる評価、保険者努力支援制度の達成基準等との整合性も考慮した評価指標を盛り込む。
- ④ PDCAサイクルを意識して、評価結果を次の計画や取組に生かせるよう、事項別に短期、中期・長期の目標を定め、経年的に評価する。

## 国保運営の安定化 ⇒ 国民皆保険制度の堅持



# 平成30年度における県の主な取組状況等

平成30年11月現在

国保運営方針	内容
<p>II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>3 赤字解消・削減の取組, 目標年次等</p> <p>(4) 赤字の解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度に策定する健全化計画に係る概要等を市町村等と協議している。</li> </ul>
<p>4 財政安定化基金の運用</p> <p>(1) 財政安定化基金の貸付・交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度からの基金の運用に向け, 基金運営要綱を整備した。</li> </ul>
<p>III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法</p> <p>2 標準的な保険料(税)算定方針</p> <p>(1) 基礎的な算定方針 (抜粋)</p> <p>ア 保険料(税)水準の統一</p> <p>イ 高額医療費の共同負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料(税)水準の統一, 高額医療費の共同負担について, 継続して協議を行っている。</li> </ul>
<p>IV 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施</p> <p>2 収納率目標</p> <p>(1) 収納率目標(現年度分)</p> <p>(2) 収納率目標(滞納繰越分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保運営方針に定めた市町村ごとの目標達成に向け, 収納対策強化を図るよう, 研修会や実地調査の際に技術的助言を実施している。</li> </ul>
<p>3 収納対策の強化</p> <p>(1) 搜索の共同実施</p> <p>(2) 合同公売会の実施</p> <p>(3) 国保税収納対策アドバイザーの設置</p> <p>(4) 研修の実施</p> <p>① 管理監督者向けの研修</p> <p>② 国保固有の事務に係る研修</p> <p>(5) その他の取組</p> <p>① インターネット公売の活用</p> <p>② 口座振替の推進</p> <p>③ 滞納整理強化月間の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等と協議の結果, 搜索が未実施で, 体制構築もできていない市町村については, 近隣市町村が搜索を行う際に, 見学(立会)を行うこととした。</li> <li>市町村等と協議の結果, 公売会未実施の市町村は, 差し押さえた動産がある場合, 近隣の市町村との合同公売会実施, 又は県・市町村合同公売会へ参加することとした。</li> <li>国保連合会に国保税収納対策アドバイザーを設置し, 対象市町村に対し, 収納対策に係る課題について助言等を行っている。</li> <li>平成30年8月31日に, 管理監督者向けの研修を実施した。</li> <li>平成30年6月4日に, 国保固有の事務(短期証, 資格証明書)に係る研修を実施した。</li> <li>市町村等に対し, インターネット公売実施方法等について情報提供を行った。</li> <li>市町村実地調査の際に口座振替世帯割合を確認し, 収納率向上を図るため, 口座振替を推進するよう助言を行っている。</li> <li>県内一斉の滞納整理強化月間(8, 12月)を設定し, 収納対策の取組強化を図っている。</li> </ul>

# 平成30年度における県の主な取組状況等

平成30年11月現在

国保運営方針	内容
<p><b>V 市町村における保険給付の適正な実施</b></p> <p><b>2 県による保険給付の点検, 事後調整</b></p> <p>(1) 県による保険給付の点検</p> <p>(2) 県による不正利得の回収等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施に向けた検討を行っている。</li> <li>・ 市町村等と, 協議・検討を行っている。</li> </ul>
<p><b>3 レセプト点検の充実強化</b></p> <p>(1) レセプト点検体制等の見直し</p> <p>(2) 地区別勉強会の実施等</p> <p>(3) 県による技術的助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村において, 地区別勉強会を実施し, 県は, 同勉強会において, 必要に応じて助言を行っている。</li> <li>・ 市町村実地調査にて, レセプト点検の充実強化を図るため, 技術的助言を行っている。</li> </ul>
<p><b>4 療養費の支給の適正化</b></p> <p>(1) 柔道整復療養費に係る患者調査等の実施</p> <p>(2) 海外療養費に関する審査業務の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州各県の柔整に係る患者調査の国保連合会への委託の状況について説明し, 患者調査の推進に向け, 市町村等と協議を行っている。</li> <li>・ 市町村実地調査にて, 海外療養費の状況を確認し, 技術的助言を行っている。</li> </ul>
<p><b>5 第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化</b></p> <p>(1) 第三者行為求償事務の取組強化</p> <p>① 交通災害共済の情報活用及び消防機関との連携</p> <p>② 食中毒, 喧嘩, ペットによる咬み傷などの発見拡大</p> <p>③ 各種支給申請書の活用</p> <p>④ 周知広報の強化</p> <p>⑤ 県による技術的助言</p> <p>(2) 過誤調整の取組強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の取組状況や連携体制構築について, 研修会等で助言等を行っている。</li> <li>・ 県内保健所からの食中毒及び犬咬傷に関する情報提供の仕組みを構築し, 情報提供を開始している。</li> <li>・ 県立病院に対し, 次の2点について協力依頼を行うよう, 県立病院課へ依頼した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 診療報酬明細書等の特記事項への「第三」の記載の徹底</li> <li>② 被保険者等による「傷病届」提出勧奨</li> </ul> </li> <li>・ 市町村の取組状況について情報提供を行い, 各会議等で助言等を行っている。</li> <li>・ 市町村のホームページ等を活用した周知広報について各会議等で助言等を行うとともに, 有効な広報の方法等について, 今後市町村等と協議・検討することとしている。</li> <li>・ 市町村実地調査にて, 第三者行為求償事務に係る取組強化を図るため, 技術的助言を行っている。</li> <li>・ 被保険者資格喪失後の受診により発生する保険者間調整について, 資格点検の適正な実施に向け, 市町村実地調査の際に技術的助言を行っている。</li> </ul>
<p><b>6 高額療養費の多数回該当の取扱いの統一</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度から取扱いの統一(国の参酌基準どおり)を行い, 市町村の現状把握を行っている。</li> </ul>

# 平成30年度における県の主な取組状況等

平成30年11月現在

国保運営方針	内容
<p><b>VI 医療費の適正化の取組</b></p> <p><b>2 医療費適正化に向けた取組強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定健康診査及び特定保健指導の取組強化</li> <li>(2) メタボリックシンドローム対策</li> <li>(3) 糖尿病の重症化予防</li> <li>(4) 健康意識の向上</li> <li>(5) 医療機関等との連携</li> <li>(6) 重複・頻回受診者、重複服薬者に対する取組強化</li> <li>(7) 地域の薬剤師との連携</li> <li>(8) 後発医薬品の使用促進</li> <li>(9) 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組強化 (個人へのインセンティブ)</li> <li>(10) 保健事業の取組強化</li> <li>(11) 医療費適正化計画との整合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働き盛りの特定健診未受診者対策として、40～50歳代の働き盛り世代に着目した特定健診受診率向上対策を実施している。</li> <li>・ 糖尿病重症化予防対策事業において、人材育成研修会の開催や医師会等関係機関との連携体制の構築・整備に取り組んでいる。</li> <li>・ 生活習慣病予防に関するパンフレット等を作成、市町村等へ配布し、健康意識向上の普及啓発を図っている。</li> <li>・ 特定健診受診済カードを作成・配布し、医療機関と連携した受診勧奨の取組を実施している。</li> <li>・ 適正受診・適正服薬に関する事業において、人材育成研修会の開催や薬剤師会等との連携体制の構築・整備に取り組んでいる。</li> <li>・ 適正受診・適正服薬に関する事業</li> <li>・ 後発医薬品の使用促進に関しては、薬剤師会と連携した取組の必要性等について協議を行った。</li> <li>・ 特定健診・特定保健指導推進研修の中で、市町村の取組状況について紹介し、普及啓発を行った。</li> <li>・ 医療費分析や保健事業の実証等を行うこととしている。</li> <li>・ 県国保運営方針における評価指標の目標値の設定等については、医療費適正化計画との整合性を図っている。</li> </ul>
<p><b>VII 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進</b></p> <p><b>2 事務効率化等に資する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者証等の様式の標準化等</li> <li>(2) 修学中の被保険者の特例に係る取扱いの統一</li> <li>(3) 葬祭費の支給額の統一</li> <li>(4) 高額療養費の多数回該当の取扱いの統一(再掲)</li> <li>(5) 保険料(税)の算定方式の統一(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度から標準様式を定め、国保連合会において台紙発注を共同実施している。</li> <li>・ 取扱いの統一を行い、市町村実地調査の際に助言等を行っている。</li> <li>・ 葬祭費支給額を1人当たり2万円に統一し、市町村の現状把握を行っている。</li> <li>・ 平成30年度から取扱いの統一(国の参酌基準どおり)を行い、市町村の現状把握を行っている。</li> <li>・ 保険料(税)水準の統一、高額医療費の共同負担について、継続して協議を行っている。</li> </ul>
<p><b>VIII 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</b></p> <p><b>1 国保データベース(KDB)システムの活用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDBシステムを用いて分析した県内の状況等について、市町村等説明会の場において、市町村へ情報提供している。</li> </ul>
<p><b>2 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括ケアの推進</li> <li>(2) 他の計画との整合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度における施策等について、市町村へ情報提供し、連携した取組について協議・検討を行った。</li> </ul>

## 評価・検証の時期等について

### ➤ 現状値の年度

平成29年度数値とする。(※一部、最新データが「平成28年度数値」のものあり。)

### ➤ 評価する基準年度

基本的には、第1期国保運営方針の最終年度である平成32年度の数値により、平成34年度に評価・検証を行う。(※一部の指標で、「平成35年度数値により、平成37年度に評価・検証を行うものあり。)

### ➤ 評価・検証の方法

- ・ 平成31～33年度においても、毎年度、国保運営協議会において中間報告を行い、その結果に対する取組方針等についても報告を行う。
- ・ 平成34年度に、第1期国保運営方針の評価結果の取りまとめを行う。